

京都市告示第499号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年1月6日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
吉田緯9号線	左京区吉田河原町5番地の1地先内	告示の日
山科西野山経5号線	山科区西野山中臣町46番地地先から同町41番地の1地先まで	告示の日
山科西野山緯33号線	山科区西野山中臣町300番地の1地先から同区西野山中鳥井町124番地の3地先まで	告示の日
深草経59号線	伏見区深草大亀谷東寺町29番地地先から同町47番地の1地先まで	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)